

尾道市開業支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月23日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市開業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の産業の活性化と移住の促進を図るため、尾道市に移住し開業する事業者に対して、予算の範囲内において尾道市開業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、尾道市補助金交付規則（昭和38年規則第18号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業の用に供するために直接必要な建物及びその附属施設をいう。
- (2) 開業 新たに事業所を開設し、営業を開始することをいう。
- (3) 移住 尾道市に転入直前に広島県外で1年以上居住していた者が、尾道市に居住し、尾道市の住民基本台帳に記載されることをいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の内容及び補助の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表に掲げるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象者とししない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する事業を営む者であるとき。
- (2) 尾道市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 13 号）第 2 条第 3 号の暴力団員等に該当する者である等市長が補助金を交付することが不適当である者と認めるとき。
- (3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者であるとき。
- (4) 自己又は近親者が所有する物件において事業を実施しようとするとき。
- (5) この補助金を交付され、又は交付見込みである物件の内部において他の事業を実施しようとするとき。ただし、この補助金の交付を受けた事業者が当該補助対象事業を中止した後に他の者が開業する場合は、この限りでない。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適切でないとき。

（交付申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の開始前に、尾道市開業支援補助金交付申請書（別記様式第 1 号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助対象事業の施工業者）

第 5 条 補助対象事業における建物の改修又は修繕を行う施工業者は、原則として市内に本店、支店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有する法人及び個人事業者に限るものとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

（交付決定）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、尾道市開業支援補助金交付決定通知書（別記様式第 2 号）により申請

者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容及び経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、尾道市開業支援補助金に係る補助事業変更承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の変更割合が20パーセント以下であるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認に際し、必要に応じて条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、尾道市開業支援補助金に係る補助事業中止（廃止）報告書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業の完了後、速やかに尾道市開業支援補助金に係る補助事業実績報告書（別記様式第5号）に、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査するとともに、必要に応じ現地調査を行い、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、尾道市開業支援補助金確定通知書（別記様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、前条の通知書を受理したときは、尾道市開業支援補助金請求書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第12条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払

うものとする。

（営業状況報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した年度以後3年間、毎年度の営業状況について、尾道市開業支援事業に係る営業状況報告書（別記様式第8号）を作成の上、その翌年度の4月20日までに市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 開業の日から起算して3年を経過する日までに事業を中止し、又は営業形態を変更し、若しくは事業所を移転したとき。
- （3） 開業の日から起算して3年を経過する日までに尾道市から転出したとき。
- （4） この要綱の規定に違反したとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適當であると認めたとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助事業者に当該取消しに係る補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（報告義務）

第16条 補助事業者は、開業の日から起算して3年を経過する日までに補助対象事業を中止し、又は営業形態を変更し、若しくは事業所を移転するときは、市長に書面で報告しなければならない。

2 補助事業者は、開業の日から起算して3年を経過する日までに尾道市から転出するときは、市長に書面で報告しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第2項の改正規定は、同年3月27日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。ただし、別記様式第1号別紙2の改正規定は、同年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象者	尾道市に移住し、開業しようとする者（法人の場合にあっては、その代表者）
実施要件	次に掲げる条件を全て満たしていること。ただし、補助金の交付は、同一の補助対象者につき1回限りとする。 1 補助対象者は、申請日の時点において尾道市へ移住してから1年を経過していない者又は開業の日までに尾道市に移住する意思がある者であり、かつ、尾道市に定住し開業することを通じて地域の活性化に寄与する意思を持っていること。 2 補助対象者が、尾道市に移住する以前に他地域で1年以上、事業経営を行っていること。 3 補助対象者が市税等を滞納していないこと。 4 補助事業者が開業する事業について十分な調査研究に基づいた経営計画及び資金計画を有しており、事業の継続発展が見込まれること。 5 補助事業者は、自治会活動等に積極的に参加すること。
実施期間	補助金の交付対象となる事業期間は、補助金の交付決定日から当該日の属する年の年度の末日までとする。
補助対象経費	補助対象経費は、開業するための整備に係る経費（建物の改修又は修繕に係る経費）とする。ただし、補助金の交付決定前に取得した財産に係る経費及び同一の事業に係る他の補助金等の交付対象となっている経費は、補助対象経費に含まないものとする。
補助金の額	補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切捨て）とし、上限を50万円とする。ただし、消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含めない。